

甲府市リサイクルプラザの管理運営を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年 6 月条例第 1 6 号）第 2 条の規定に基づき公募し、同条例第 1 2 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 指定管理を公募する施設の概要

（1）施設名称

甲府市リサイクルプラザ

（2）設置目的

市民自ら資源の節約又はリサイクル等環境保全について学ぶための中核施設として、並びに市民相互のふれあいと交流の場を提供し、及び市民の健康増進を図るための施設として、甲府市リサイクルプラザを設置する。

（3）所在地

山梨県甲府市上町 6 0 1 番地 2

2 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

3 指定管理者が行う業務の範囲等

本手続きに関する募集要項、業務仕様書のとおり

4 指定管理者の申請要件等

指定管理者の申請資格を有する者は、法人その他の団体（以下「法人

等」という。)又はその共同体であって、次の要件のすべてを満たす必要があります。

(1) 運営実績要件

令和8年4月1日現在において、3年以上のプール及びトレーニングジムの運営実績を有していること。

(2) 事務所設置要件

甲府市内に事務所を設置している、又は、令和8年度中に設置を予定している法人等であること。

また、共同体を構成して申請する場合は、甲府市内に事務所を設置している、又は、令和8年度中に設置を予定している団体の内から代表する法人等を定めること。

なお、代表する法人等は、共同体における責任割合が最大であることとします。

(3) 欠格事項

法人等及びその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しないこと。

イ 破産者で復権を得ないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、甲府市における一般競争入札等の参加を制限されていること。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しないこと。

オ 市税等を滞納していること。

カ 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）に定める暴力団又は暴力団員等である者及びそれらの利益となる活動を行う団体又は団体の構成員であること。

キ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等。

(4) その他

指定管理業務を安定して行う団体の人員、資産の額その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込があること。

5 手続き等

- (1) 本手続きに関する募集要項、業務仕様書、申請書類等は下記の連絡先にて配布します。また、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードして下さい。
- (2) 各申請書類の提出期限及び提出先等については、募集要項を参照して下さい。

6 連絡先

甲府市環境部環境総室ごみ減量課

〒400-0831

山梨県甲府市上町601番地4 甲府市環境センター2階

電 話 055-241-4327

FAX 055-241-6190

E-mail gomigen@city.kofu.lg.jp